

自己点検事項

◇ 婦人科特定疾患治療管理料(B001・30)

(1) 当該保険医療機関内に婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が1名以上配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(2) (1)に掲げる医師は、器質性月経困難症の治療に係る適切な研修を修了していること。 ( 適 ・ 否 )

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修である。

イ 器質性月経困難症の病態、診断、治療及び予防の内容が含まれるものである。

ウ 通算して6時間以上のものである。

点検に必要な書類等 ・ 当該届出に係る常勤医師の出勤簿

点検に必要な書類等 ・ 当該届出に係る常勤医師の研修修了証

医療機関コード

保険医療機関名